

鈴鹿市人権問題に関する市民意識調査業務委託仕様書

1 物件名

鈴鹿市人権問題に関する市民意識調査業務委託

2 業務の目的

鈴鹿市（以下「委託者」という。）は、「市民の同和問題をはじめとする人権問題に関する意識を調査」することにより、前回調査以降の意識の変化と新たな人権課題に対する意識を把握し、今後の人権施策推進のための基礎資料とし、この基礎資料を基に、人権に関する市民の意識や問題点等を分析し、今後の人権啓発活動を効果的に行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

鈴鹿市地域振興部 人権政策課（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

5 調査方法

- (1) 調査地域：鈴鹿市全域
- (2) 調査対象：市内に居住する満18歳以上の個人
- (3) 標本規模：3,000人
- (4) 抽出方法：層化二段無作為抽出法
- (5) 抽出台帳：住民基本台帳
- (6) 調査方法：郵送及びオンラインによる無記名アンケート形式
- (7) 調査項目：40問程度
- (8) 調査時期：令和8年7月（調査時期の中間頃に、お礼状兼協力依頼状ハガキを発送）

6 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) アンケート調査及び有識者協議

「人権問題に関する市民意識調査」の調査票の作成、実施、集計と分析等
調査票の設計・作成

人権問題に関する市民意識調査（以下「意識調査」という。）実施にあたり、社会情勢の変化や新たな人権課題に応じた設問を適宜組み入れ、アンケート調査票の設計を行うこと。

※また、オンラインでも回答可能なハイブリット方式による実施手法を取り入れること。

但し、郵送方式とオンライン回答方式による同一人物からの重複回答の有無を識別できるようにする。

(2) 調査票等の作成、印刷

受託者は、調査に必要な、調査票等を以下のとおり作成すること。

ア 設問内容及び設問数は、過去の調査票を参考に社会情勢や地域社会の変化を踏まえ、継続的、経年的に分析できる質問事項を委託者と協議の上設定すること。

(※県民意識調査との比較を行うことを考慮するとともに、有識者を交え協議する。)

イ 紙面の調査票は、A4 縦サイズ（色付き紙）とし、印刷部数は 3,000 部とする。

ウ 回答者にとって読みやすく、回答しやすいレイアウトになるよう工夫し、委託者と協議（3 回程度）のうえ決定し作成すること。

エ 紙面の調査票と同様に、オンラインで回答可能な Web ページを作成し、その調査票の URL から生成した二次元コードを、紙面の調査票に貼付すること。

オ 発送用封筒及び返信用封筒の印刷をする。

【送付用封筒の仕様】

- ・ 発送用封筒（角型 2 号）3,000 部、「差出人」「宛名」「アンケート票在中」等と明記したもの
- ・ 印刷内容は、仕様書の見本を参照のこと。

【返信用封筒の仕様】

- ・ 返信用封筒（長型 3 号）3,000 部、料金受取人払扱、ワンタッチテープ付き（ハイシール仕様も可）とすること。
- ・ 返信先は、委託者とする。承認番号、バーコードについては、後日委託者から提供する。
- ・ 郵便事業株式会社の料金受取人払い制度に適合する封筒とするため、本印刷前に郵便局にてバーコードの確認手続きを行うこと。

(3) 調査の実施（調査票発送等、回収業務）

受託者は、調査票の発送等及び回収業務等を以下のとおりとすること。

ア 発送用封筒に、調査票及び返信用封筒を封入、封かんし宛名を貼った状態で委託者へ納品する（6 月末から 7 月上旬まで）。

委託者から調査対象者へ郵便により発送する（7 月上旬）。発送費用は、市負担。

イ 「お礼状兼協力依頼ハガキ」の準備、印刷を行い、委託者へ納品する（7 月上旬）。

委託者は、調査開始半ばに調査対象者全員へ発送する。発送費用は、市負担。

ウ 調査票の返信先は「鈴鹿市地域振興部人権政策課」とし、回答者からの返信に係る費用は市の負担（返信用封筒は料金受取人払い）とする。

エ 受託者は、回答のあった返信封筒（未開封）を委託者から受領するものとし、受領

にかかる費用は委託費用に含む。なお、受託者の受領回数は、調査開始後 2 週間は週 3 回以上、以降は週 2 回以上とする。

オ 回収率は 60%を想定する。

(4) 集計・分析・考察業務

回収（7月中旬から下旬）された調査票のデータ及び記述回答を入力の上、単純集計及び属性別クロス集計等、必要なクロス集計を実施し、グラフ作成、分析コメントを添付して、調査結果報告書原稿としてとりまとめること。

分析に当たっては、平成元年から凡そ 10 年毎に実施している調査内容と同じ質問項目（20 問程度）と比較可能となる資料とすること。過去の調査結果との比較分析を加え意識・意向の変化が分かるようにとりまとめること。

また、概要版原稿を合わせて作成すること。

ア 項目別単純集計、属性別クロス集計、質問間クロス集計を行う。

イ 集計した数値において分析を行う。

ウ 前回調査との比較検討並びに国や県等の類似調査と比較分析すること。

エ 受託者は、最終報告までに、委託者と報告書及び概要版について校正を 3 回以上行う。報告書及び概要版は、紙面とし各 2 部用意すること。

オ 調査データは、Microsoft Word 及び Excel を使用して集計、記録すること。

(5) 成果品（調査結果の報告書作成業務）

成果品は次に定めるものとし、委託者へ納品すること。

ア 成果品は、電子データ及び紙媒体で提出すること。

① 中間報告（項目別単純集計を令和 8 年 9 月 20 日までに報告すること）

② 最終報告（令和 9 年 3 月 31 日までに提出すること）

③ 回収した調査票、インターネットによる回答データ等、元ファイル等の全てを含む。

④ 本冊（報告書）（A4 版、200 ページ程度、無線綴じ、表紙カラー） 200 部

⑤ 冊子（概要版）（A3 版、 8 ページ程度、中綴じ、カラー） 1,000 部

⑥ 上記にかかる電子データ 一式

※電子データはPDF形式と、ワード、エクセル等加工可能なファイル形式の両方とする。

(6) 業務実施計画書の作成

契約締結後速やかに、業務内容における契約日から業務完了までの実施計画予定について、業務実施計画書を作成し、提出すること。

(8) 受託者の義務

受託者は、受託する業務の特性を十分認識し、受託業務を誠実に遂行すること。

(9) 個人情報保護

受注者は、「(別記) 個人情報取扱特記事項 (委託)」に基づき、個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。また、従事者に対して十分な研修等を実施し、不法な行為が行われないよう措置すること。

6 その他

- (1) 成果品に係る所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は委託者に帰属するものとする。
- (2) 成果品について、受託者は著作者人格権を行使しない。
- (3) 本仕様書に委託者が負担するとしている費用を除き、実施に要する費用は委託料に含むものとする。
- (4) 本業務の実施にあたり疑義が生じたときや本仕様書及び関係法令に記載のない事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。